

令和7年度（令和6年分）給与支払報告書と普通徴収への切替理由書の提出について

平素は当市の税務行政につきまして格別なご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、会社や事業所等の事業主様につきましては、従業員のかた（パート・アルバイト・非正規雇用・派遣社員・事業専従者等を含む。）へ給与を支払っている場合、給与金額の多少にかかわらず、給与支払報告書の提出が義務づけられております。

このため、従業員のかたに交付する源泉徴収票とは別に、香芝市役所税務課へ給与支払報告書を提出していただく必要があります。

つきましては、令和6年1月1日から12月31日までの間に給与（給料・賃金・賞与など）を支払った従業員のうち、下記に該当するかたに係る給与支払報告書を、令和7年1月27日までに香芝市役所税務課へ提出いただきますようお願いいたします。

給与支払報告書の法定提出期限は、令和7年1月31日ですが、事務の円滑化のため上記期限までの提出にご協力をお願いいたします。（法定提出期限を過ぎて提出された場合は、5月に送付する税額決定通知に内容を反映できない場合があります。）

記

- ・令和7年1月1日現在の在職者のうち、同日現在、奈良県香芝市にお住まいのかた（令和6年以前から香芝市にお住まいの在職者のうち、香芝市から転出されていないかた）
- ・令和6年中の退職者のうち、退職日現在、奈良県香芝市にお住まいのかた（令和7年1月1日現在、香芝市から転出されている場合は、転出先の自治体へ提出してください）

また、給与支払報告書の提出の際に、普通徴収対象者がいる事業主様には「普通徴収への切替理由書」の提出をお願いしております。下記を参照のうえ、提出してください。

<給与支払報告書の提出について>

◎特別徴収について…パート・アルバイト・非正規雇用・派遣社員など雇用形態を問わず、すべての従業員のかたについて給与支払報告書を提出のうえ、特別徴収していただく必要があります。

└ただし、同封の「普通徴収への切替理由書（緑色の用紙）」の切替理由a～eに該当する場合に限り普通徴収とすることができますので、対象のかたの給与支払報告書（個人明細書）の摘要欄にa～eの略号をご記載ください。a～eの切替理由に該当しない場合は、特別徴収いたしますのでご注意ください。なお、「普通徴収への切替理由書」の提出がない場合も、特別徴収とする場合がありますので必ず給与支払報告書とともに提出してください。

◎電子申告等による給与支払報告書提出義務について

└令和4年分の源泉徴収票を税務署に提出した枚数が100枚以上の事業主様は、令和6年分の給与支払報告書の提出にあたりeLTAXまたは光ディスク等による提出が義務付けられています。詳しくはeLTAXホームページ「<https://www.eltax.lta.go.jp/denshishinkoku/case01/>」をご覧ください。

<普通徴収への切替理由書の提出方法 及び 注意事項>

◎切替理由書は、特別徴収対象者と普通徴収対象者（特別徴収できない人）の給与支払報告書（個人別明細書）の間に付けて提出してください。

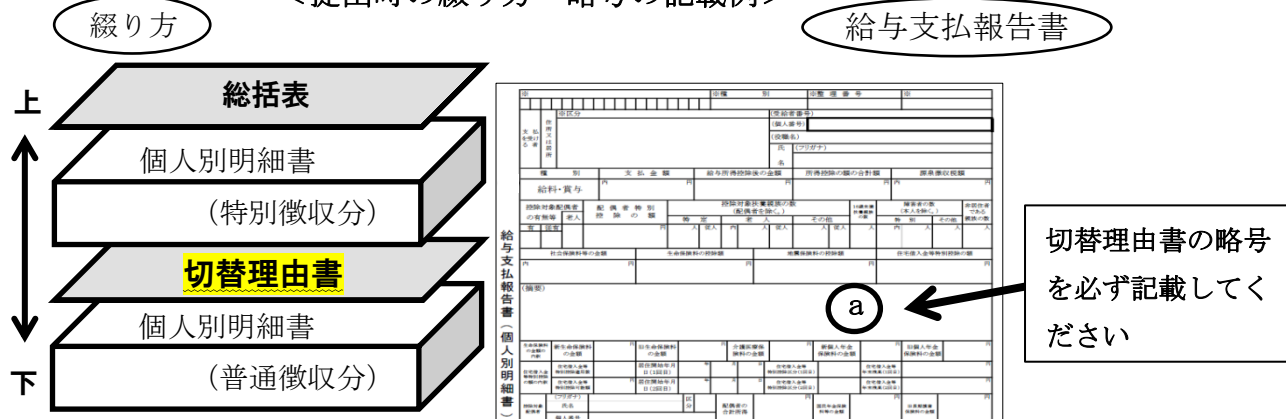
└提出時の綴り方については裏面の図をご参照ください。

※普通徴収対象者がいない場合は提出不要です。

※特別徴収対象者がいない場合は給与支払報告書（総括表）の次に付けてください。

◎総括表の普通徴収欄の合計人数と切替理由書の合計人数が一致すること、および個人別明細書の摘要欄に切替理由書の略号の記載があることを必ずご確認ください。

<提出時の綴り方・略号の記載例>



【eLTAX で給与支払報告書を提出している事業者様へ】

<特別徴収税額通知書の電子化について>

◎税制改正により、令和6年度から特別徴収税額通知の受取方法が変わりました。eLTAX で給与支払報告書を提出する際、受取方法を選択できます。

詳しくは、香芝市の下記ホームページをご確認ください。

「<https://www.city.kashiba.lg.jp/soshiki/9/41752.html>」



【個人事業主様へ】

<給与支払報告書提出時、個人事業主のマイナンバー(個人番号)・本人確認について>

◎個人事業主様については、給与支払報告書提出の際に、以下のとおり、事業主(代表者)様ご自身の本人確認を行わせていただきます。なお、給与支払報告書(個人別明細書)に記載の各従業員様の個人番号につきましては、本人確認書類の提出は不要です。(eLTAX で提出される場合は、添付書類は不要です。)

個人事業主ご本人様が窓口で提出

- ① 個人番号(マイナンバー)カード
- ② 個人番号(マイナンバー)記載のある公的証明書+本人確認書類(運転免許証等)
上記のいずれか
※郵送での提出の場合は、上記書類の写しを添付してご郵送願います。
※写しは返却できませんので、ご了承ください。

代理のかた(従業員、税理士、会計士等)が提出

- ① 個人事業主ご本人様の個人番号(マイナンバー)カード
個人事業主ご本人様の個人番号(マイナンバー)記載のある公的証明書のいずれか
- ② 代理のかたの本人確認書類
◎代理のかたが個人の場合
代理のかたの個人番号(マイナンバー)カード、運転免許証、税理士証票等
◎代理のかたが法人の場合
登記事項証明書や法人の屋号・所在地が記載された官公署発行のもの
+
(来庁したかたの)法人との関係を証する書類(社員証等)
- ③ 代理権の確認
委任状/税務代理権限証明書等
※郵送での提出の場合は、上記①～③の書類の写しを添付してご郵送願います。
※写しは返却できませんので、ご了承ください。
※香芝市発行の総括表を利用される場合のみ、「③ 代理権の確認」書類の持参や写しの提出は不要です。